

平成 30 年 7 月 18 日
国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所

「第7回 遠賀川河口域利用対策協議会」を開催します

～今後の遠賀川河口域不法係留船対策について議論～

遠賀川河口域に不法に係留されている船舶については、平成 23 年度から「重点的撤去区域」を順次設定し撤去対策を進めているところです。

今般、平成 28 年 6 月 20 日に設定した「第 4 期重点的撤去区域（その 2）」区間の対策が完了し、今後の更なる対策について議論するため、下記のとおり「第 7 回 遠賀川河口域利用対策協議会」を開催します。

なお、対策の効果により、対策開始前の平成 22 年には 775 隻あった不法係留船が、平成 30 年 1 月時点で 195 隻まで減少しています。

記

1. 日 時 : 平成 30 年 7 月 24 日 (火) 15:00～17:00
2. 場 所 : 遠賀川地域防災施設（遠賀川水辺館）2 階めだかホール
（直方市溝堀一丁目 1-1 遠賀川河川事務所隣）
3. 議 題 : ①第 4 期重点的撤去区域（その 2）の対策状況について
②不法係留船実態調査結果について
③今後の不法係留船対策方針について
4. 取 材 : 公開（取材される報道機関の方は直接会場へお越し下さい）
5. 参 考 : 遠賀川河口域の不法係留船対策については、当事務所 HP にも掲載しています。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/business/illegal/index.html>

【問合せ先】 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

副所長 松岡 忠浩（内線 205）

占用調整課長 笠井 郁三（内線 341）

電話：0949-22-1830（代表） FAX：0949-23-3487

【同時記者発表クラブ】 北九州地区記者クラブ・直方地区記者クラブ

不法係留船対策

第7回 遠賀川河口域利用対策協議会

(記者発表参考資料)

平成30年7月18日
国土交通省 遠賀川河川事務所

遠賀川河口域利用対策協議会について

遠賀川河口域における適正な河川利用を推進するための方策について検討し、提言することを目的に、平成10年2月発出の河川局長通達「計画的な不法係留船対策の促進について」に則った、学識経験者・関係機関等からなる「遠賀川河口域利用対策協議会」を平成22年9月に設置。

本協議会からの提言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

遠賀川河口域利用対策協議会委員

機 関 名	役 職
北九州市立大学	特任教授
九州工業大学	名誉教授
芦屋町	副町長
遠賀町	副町長
福岡県警察本部	生活経済課長
福岡県 折尾警察署	折尾警察署長
福岡県 県土整備部 河川管理課	河川管理課長
福岡県 北九州県土整備事務所	事務所長
国土交通省 九州地方整備局 河川部	河川保全管理官
国土交通省 九州地方整備局 水政課	水政課長
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所	事務所長

—開催経緯—

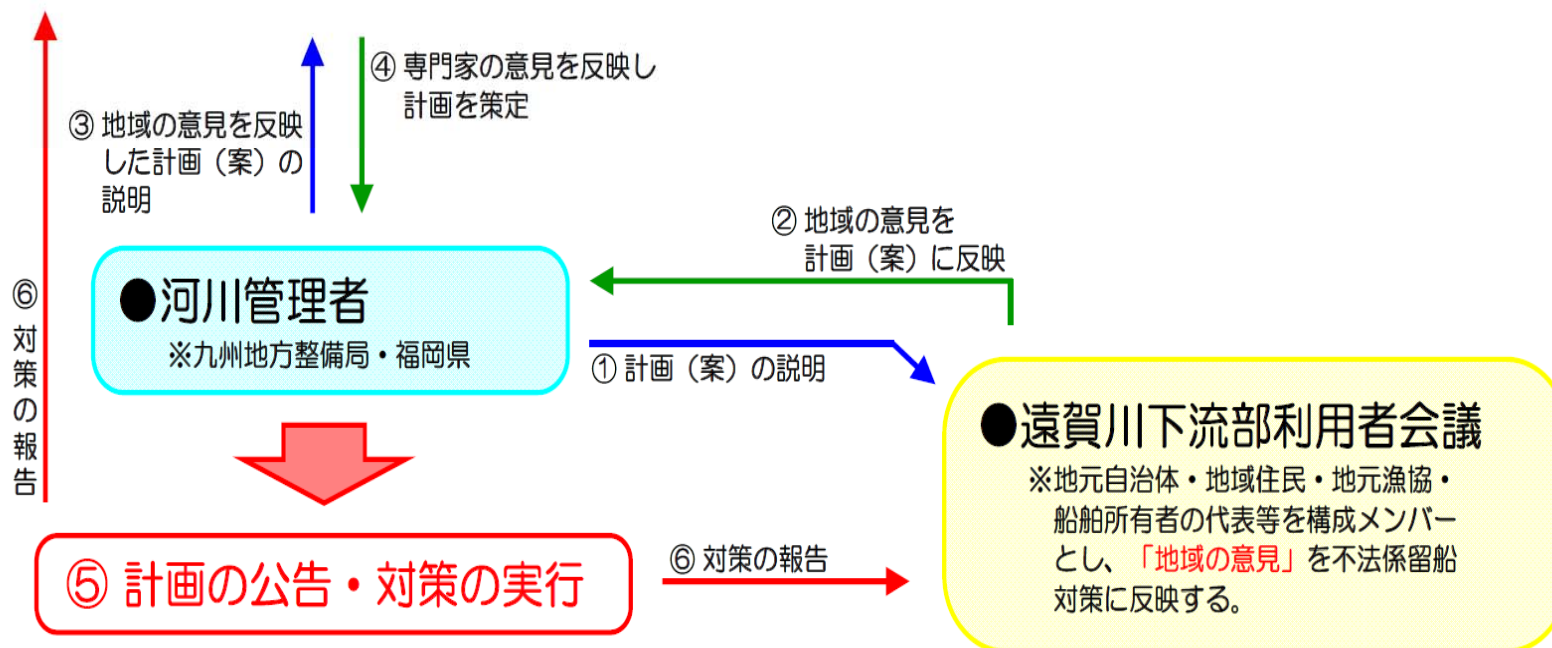
- 第1回 平成22年 9月16日
- 第2回 平成23年 1月26日
- 第3回 平成24年 2月17日
- 第4回 平成25年 1月23日
- 第5回 平成26年 8月 8日
- 第6回 平成28年 4月26日
- 第7回 平成30年 7月24日 (今回)

遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

●遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

●遠賀川河口域利用対策協議会

※学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等を構成メンバーとし、不法係留船対策に関する専門的な議論を行う。



重点的撤去区域について

平成23年2月に九州地方整備局と福岡県との連名による策定した『遠賀川河口域における不法係留船に係る計画書』では、第1期から第5期まで重点的撤去区域を設定・拡大するようになっている。重点的撤去区域に設定された区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底される。

段階的に設定する重点的撤去区域（第1期～第5期）

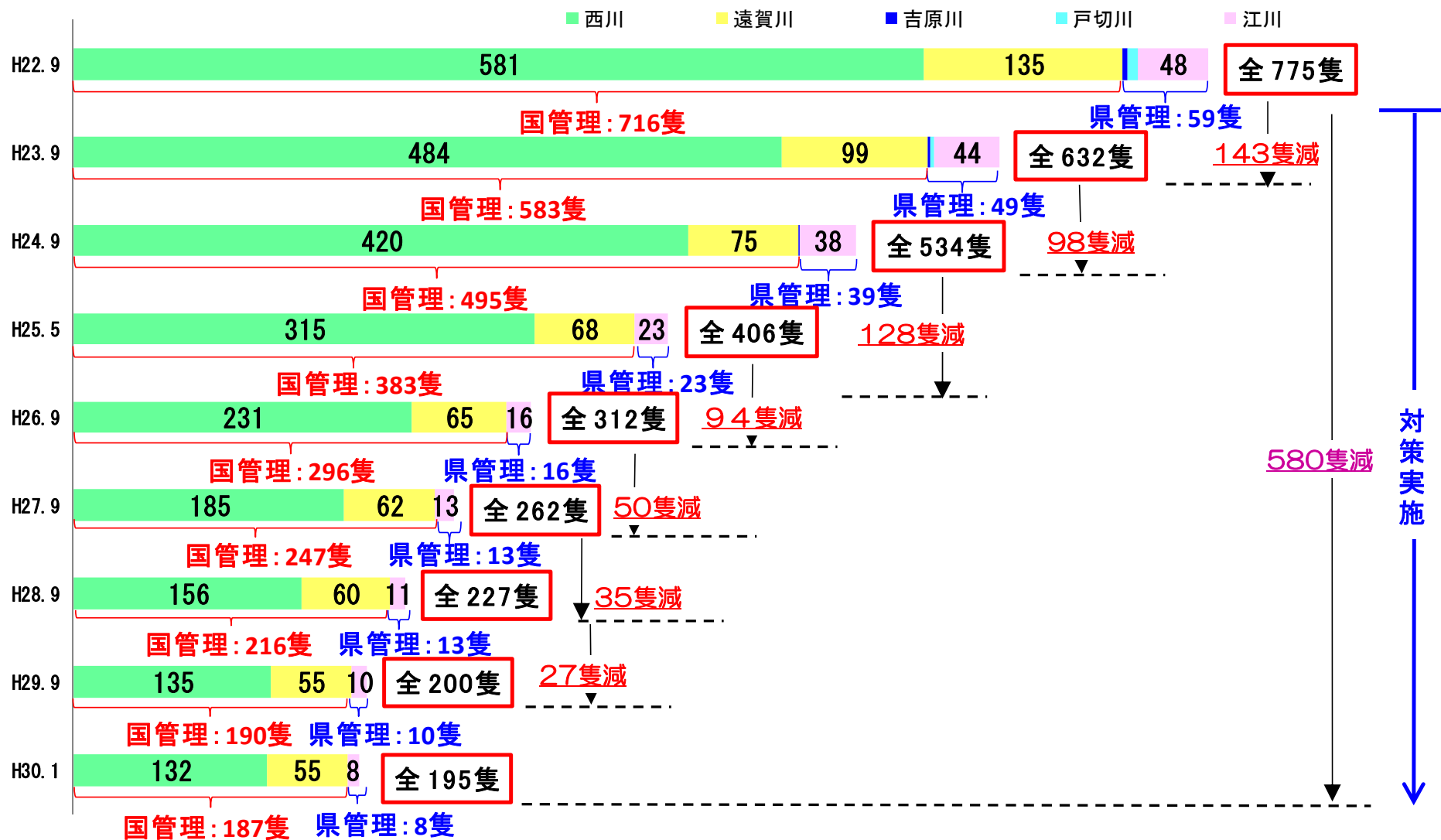


撮影：平成21年5月

遠賀川河口域における不法係留船対策の年表

年度	月	会議・協議会等	計画策定・重点的撤去区域の設定等
H21	5月 8月 11月 3月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 西川利用対策会議 第2回 西川利用対策会議 第3回 西川利用対策会議 第4回 西川利用対策会議 	
H22	6月 9月 11月 1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回 西川利用対策会議 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会 第1回 遠賀川下流部利用者会議 第2回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表 『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点）
H23	6月 12月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回 遠賀川下流部利用者会議 第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<p>第1期重点的撤去区域の対策実施</p> <p>※H23年12月には1期の船は全て無くなった 自主撤去：50隻、塵芥処理：19隻</p>
H24	4月 11月 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回 遠賀川下流部利用者会議 第4回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<p>第2期重点的撤去区域の対策実施</p> <p>※H25年2月に2期の船は全て無くなった 自主撤去41隻、簡易代執行2隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻</p>
H25	4月		<p>第3期重点的撤去区域の対策実施</p> <p>※設定前隻数：122隻（H24.9月時点）</p>
H26	6月 8月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回 遠賀川下流部利用者会議 第5回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その1） 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：95隻（H26.9月時点）
H27	2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回 遠賀川下流部利用者会議 	<p>第4期重点的撤去区域（その1）の対策実施</p> <p>※H28年2月に4期（その1）の船は全て無くなった 自主撤去93隻、簡易代執行1隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻</p>
H28	4月 6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回 遠賀川河口域利用対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その2） 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H28.2月時点）
H29	1月		<p>第4期重点的撤去区域（その2）の対策実施</p> <p>※H30年1月に4期（その2）の船は全て無くなった 自主撤去67隻、簡易代執行0隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻</p>
H30	5月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回 遠賀川下流部利用者会議 	

遠賀川河口域における係留船舶数の推移 (国管理区間+県管理区間)



平成22.9から平成30.1年までの間に全体で **580隻** の係留船が減少している。